

社 労 連 第 3 1 2 号
平成23年7月21日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の
機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に係る
任意加入申出の取扱いについて（周知依頼）

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業企画課長より別紙のと
おり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではござい
ますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

（担当：業務部企画課）

事務連絡

平成23年7月8日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の
機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に係る
任意加入申出の取扱いについて

表記につきまして、別添のとおり日本年金機構あて通知しましたので、お知らせいたします。



年管企発0708第1号
年管管発0708第1号
平成23年7月8日

日本年金機構

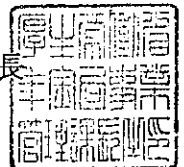
事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



正確な年金記録の確認が行われなかったことにより任意加入の
機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかった者に係る
任意加入申出の取扱いについて

日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であつて六十歳以上六十五歳未満の者、日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であつて、昭和四十年四月一日までに生まれた老齢基礎年金等の受給権を有しない六十五歳以上七十歳未満の者については、申出を行った日から国民年金任意加入被保険者（以下「任意加入被保険者」という。）となることができることとされている。

今般、かつて任意加入被保険者になることのできる者であつたにもかかわらず、年金記録の確認の遅れにより正確な年金記録が把握できなかったために、任意加入しても老齢基礎年金等の受給権を得られないとの認識に基づいて申出を行わず、代わりに脱退手当金を受給し、現時点では既に任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなくなっている者の存在が確認されたことから、年金記録回復委員会の意見も踏まえ、当該事案等における任意加入に係る取扱いを以下のとおり定めることとしたので、各年金事務所等において適切に対応されるよう宜しく取り計らわれたい。

記

1. 趣旨

六十歳以上で年金受給権を有しない者が、過去のある時点において正確な

年金記録を把握できなかったため、誤った年金記録に基づき、任意加入被保険者となる申出を行わず、代わりに脱退手当金を請求した場合であって、その後判明した新たな年金記録を加えれば、当時、脱退手当金の請求ではなく、任意加入被保険者となることにより老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったという事案が把握されている。

こうした事案においては、正しい年金記録（脱退手当金支給期間を含む。以下同じ。）が当時から明らかであったならば選択し得た任意加入の機会が失われている状態となっていることから、年金記録が新たに判明した際には、訂正後の正しい年金記録を前提として、脱退手当金の請求と、任意加入被保険者になることによる老齢年金受給権の確保のいずれかを選択していただく事務処理をやり直すこととする。

その結果として、本人から「当時から正しい年金記録が明らかになっていれば、脱退手当金を請求せず、任意加入被保険者となっていた」旨の意思表示があった場合には、脱退手当金を返還いただくこととし、任意加入を当時行っていたものとして必要な任意加入期間の保険料を納めていただいた場合には、これに対応した年金給付を行うこととする。

2. 本措置の対象となる者

本措置の対象となる者は、現在老齢基礎年金等の受給権を有していない者であって、以下の要件を満たす者である。

- (1) 本人が六十歳以上となっている過去のある時点において、日本年金機構（平成二十一年以前は社会保険庁）が管理する年金記録の一部が判明せず、不完全なもの（以下「判明前記録」という。）となっており、当該判明前記録を前提に脱退手当金を請求し、これを受給した者。
- (2) 判明前記録を前提とすると、上記（1）における脱退手当金の支給を受けた日（当該脱退手当金を請求した日が判る場合は請求日、以下「基準日」という。）以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳（基準日が平成七年四月一日前である場合は、六十五歳。以下同じ。）に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかったこと。
- (3) 基準日後において、それまで判明していなかった基準日前の期間に係る年金記録が判明したこと（当該判明した記録（以下「判明記録」という。）に係る被保険者期間について、記録が判明した日（以下「記録判明日」という。）以後、本通知の施行日（以下「施行日」という。）前に脱退手当金（以下「判明後脱退手当金」という。）を受給している場合を含む。）。
- (4) 判明前記録（上記（1）による脱退手当金支給済期間を含む。）に判明

記録を加えた年金記録（以下「判明後記録」という。）を前提とすると、基準日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたならば、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったこと。

(5) 以下のいずれかに該当すること。

(ア) 記録判明日において、七十歳に到達していること。

(イ) 判明前記録から上記(1)による脱退手当金支給済期間を除き、判明記録を加えた年金記録を前提とすると、記録判明日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかったこと。

3. 対象者に係る任意加入の申出の事実認定

日本年金機構において、対象者を把握した場合には、速やかに、当該対象者に本通知による取扱いの内容を丁寧に説明した上で、書面により以下の点について本人の意思の確認を行い、説明から6カ月以内に、すべての点についての意思が確認できた場合には、判明後記録を基準日において知っていたならば脱退手当金を請求せずに任意加入の申出を行っていたとの事実認定を行う。

(ア) 基準日において、判明後記録を知り得ていたならば、脱退手当金請求を行わず、任意加入の申出を行っていたこと。

(イ) 今後2年以内に、下記4.に定める対象保険料を一括又は分割により納付することに同意すること。

(ウ) 今後5年以内に、脱退手当金（対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、脱退手当金及び判明後脱退手当金）を返還することに同意すること。

(エ) 何らかの事由により、対象保険料の納付を行い得なくなった場合には、既に支払った対象保険料については返還を求めることができなくなることと同意すること。

4. 保険料の扱い

上記3.の事実認定があった場合には、基準日以降を任意加入被保険者期間として、本人が老齢基礎年金の受給権を得るのに必要な月数分の保険料（以下「対象保険料」という。）の納付を求めることとする。

なお、強制加入被保険者資格とは異なり、任意加入被保険者資格は本人の申出を要件としていることから、対象保険料については、行政が任意加入の申出を認識し任意加入被保険者として取り扱うこととなった日である3.の事実認定が行われた日の翌日を、国民年金法第百二条第四項による消滅時効の起算日とする。

5. 脱退手当金の扱い

上記3. の事実認定があった時点で、当該脱退手当金の支給決定を遡及して取り消し、当該脱退手当金に係る被保険者期間について保険料納付済期間等に算入することとする。

また、対象保険料の納付中に、何らかの事由により対象保険料の納付ができなくなる場合も想定されることから、既に支給した脱退手当金については、対象保険料の納付が行われた後に、その返還を求めることとする。この場合の脱退手当金の返還請求権の消滅時効の起算日は、脱退手当金の支給決定の取消を行った日の翌日とする。

なお、対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、判明後脱退手当金についても、同様に扱うこととする。

6. 対象保険料の納付後の扱い

対象保険料の全額が納付された場合には、基準日以後任意加入被保険者として各月の保険料を納付していた場合に、老齢基礎年金の受給に必要な納付済期間等を満たした時点から当該受給権が生じていたものとして、老齢基礎年金等の裁定を行い、遡及して年金給付を行う。

なお、この場合には、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第一条又は第二条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条又は第三条の規定に基づく給付を併せて行うこととする。

7. 施行期日及び今後の取扱い

この通知に基づく取扱いは、平成二十三年七月八日より実施することとし、以下の対応を行う。

- (1) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日時点において日本年金機構において把握している者については、施行後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (2) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日以後に日本年金機構において把握した者については、把握後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (3) 施行日以後年金記録の確認を行う各種取組みにより、年金記録が判明した者について、日本年金機構において、本取扱いの対象者に該当することを把握した場合には、記録判明日以降速やかに3. に定める説明等を行うこととする。